

令和 3 年 第 1 2 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和3年12月24日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1 番 村上 英登	8 番 赤羽 明人	1 5 番 倉田 益式
2 番 塩木 操	<del>9 番 西村 功</del>	1 6 番 吉瀬 久司
3 番 堀 敏	1 0 番 春日 知也	1 7 番 中嶋 隆
4 番 北澤 満	1 1 番 代田 和美	1 8 番 滝沢 久美子
5 番 堺澤 務	1 2 番 宮下 修	1 9 番 氣賀澤 道雄
6 番 田村 晴男	1 3 番 木下 豊	
7 番 森 武雄	1 4 番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

<del>2 0 番 菅沼 佳彦</del>	2 2 番 大沼 昌弘	2 4 番 小原 正隆
2 1 番 白川 眞武	2 3 番 宮澤 秀一	2 5 番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(2名)

9 番 西村 功	2 0 番 菅沼 佳彦
----------	-------------

○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第 62 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 63 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 64 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 65 号	農用地利用集積計画の策定について (貸借)
議案第 66 号	農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)
議案第 67 号	農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について
議案第 68 号	賃借料情報の区分設定及び提供について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 16 番 (吉瀬)

議事録署名人 17 番 (中嶋)

開 会 令和3年12月24日 午後3時30分  
局 長 (野村 隆二君)  
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)  
それでは定刻となりましたので、ただいまから令和3年第12回農業委員会  
総会並びに協議会を開会させていただきます。  
まず初めに氣賀澤会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)  
御苦労さまです。  
大分寒くなってきまして師走となりまして、もうあと1週間で年が明けま  
す。今年最後の農業委員会ってということになりました。  
一年を振り返りますと、やはり一番大きいというか、私の印象とといいますか、  
一番苦労した面でいいますと、やはり土地の転用に対する様々な意見がこの場  
で議論されたことが非常に印象に残っております。この議論をまた次につなげ  
るように、私としてもまた努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願  
いいたします。  
慎重審議の上、内容の濃い会議として速やかに進行できますよう御協力をお  
願いしたいと思います。

局 長 (野村 隆二君)  
今日はお疲れさまです。  
よろしくお願いたします。

16番 (吉瀬 久司君)  
それでは一言ということがございます、自分の農業を振り返ってということ  
で少しお話させていただきます。  
平成5年頃だと思ふんですけれども、近くの友人4人と世間話をしている中  
で、お酒の勢いもあってこれからは農業も悪くないんじゃないかっていうよう  
な話になって、中には農業をしたいとか、また俺は会社を辞めて農業をやるぞ  
なんて豪語し始める人も出てきました。そのメンバーは、1人は切り花で先駆  
者としてやっておりました。あとの3人は会社員ということでもございました。  
現在、その3人はみんな専業農家としてやっております。  
そんなことの中で、その話の後、数年後に1人が本当に会社を辞めて専業農  
家になってしまいました。そんな流れの中で、自分も農業はいいねと言った以  
上、後にも引けず、その数年後には兼業ではありますけれども農業に携わるよ  
うになり、平成14年からよちよち歩きながらも専業農家になりました。

私が農業を初めて曲がりなりにもここまで来られたのは、ひとえにラッキーで、また運がよかったかなあと考えております。

始めた頃は、折しも減反政策の真ただ中であり、離農も少しずつ進んでいる中、農地を借り受けることも容易にできました。

また、受託作業などもやっておりますが、友人、営農組合の支援もあり、仕事量も順調に伸びていきました。規模拡大を目指す私にはラッキーな時代でした。

運がよかったというよりも、何よりも幸せだったなあとすることは、よい先輩、よい友人、知人に恵まれたことです。私のわがまを許してくれて自立できるまで勤めさせていただき会社、分からないことがあれば何でも教えてくれた先輩、困ったときは励ましてくれた友人など、いろいろな人に助けていただきました。

この場で言うことでもないかとは思いますが、一番はひとえに家族の理解の協力であったと思っています。

今回、農業委員になり、今までとは違った立場、考え方の中で皆さんと農業を考えていけること、このことも今後の自分にはラッキーなことであり、幸せなことかもしれません。今後ともよろしく申し上げます。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章の朗読に入らせていただきます。

憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

これより令和3年12月1日付、告示第12号をもって招集した令和3年第12回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

9番 西村功委員、20番 菅沼佳彦推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において16番 吉瀬久司委員、17番 中嶋隆委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)  
それでは、議案書 1 ページをお開きください。  
農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。  
1 件でございます。  
場所につきましては 2 ページ左側を御覧ください。  
3—1 で表示した場所になります。  
町 2 区、XXXXXXXXXX の東 1 筆 254 m<sup>2</sup>になります。  
1 ページにお戻りください。  
契約内容でございますが、売買。  
理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。  
譲受人は申請地東側の農地を既に耕作しており、一体的に管理したいということでございます。  
許可基準でございますが、法 3 条 2 項に適合してございます。  
以上 1 件について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
地元委員の補足説明をお願いします。

1 1 番 (代田 和美君)  
地図を見ていただきたいと思います。  
この印のしてある東側と北側は今度買う XXXXXXXXXX さんがもう耕作している場所で、その農地にトラクターが入るのに今は道がちょっと狭くて急なため、農地へスムーズに入るためにこの土地を取得したいということです。  
今までずっと空いていた土地ですので、特別問題ないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 62 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第 63 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)  
それでは、議案書 3 ページをお開きください。  
農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1 件でございます。  
場所につきましては 4 ページの左側を御覧ください。  
4—1 で表示した場所になります。  
東伊那区、XXXXXXXXXX の東 1 筆 254 m<sup>2</sup>になります。  
3 ページにお戻りください。  
申請目的でございますが、山林用地。  
理由でございますが、申請人は周囲が山林化している当地においては耕作が困難であり、自身が所有する山林と一体的に管理するため山林用地としたいというものでございます。  
図面上では申請地の下側に申請者の所有する山林があり、その他周辺の土地についても山林及び原野が多い地域となっております。  
農振法等でございますが、農業振興地域内の農地区域外となっております、農地区分につきましては 2 種、消極的 2 種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。  
以上 1 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
地元委員の補足説明をお願いします。

1 6 番 (吉瀬 久司君)  
先日、12 月 9 日に白川委員と現地を確認させていただきました。  
今の説明のとおり周辺は全て原野山林化の中であり、また用水路等も閉鎖され、耕作はとても困難である土地だと思いますので、今回の事業計画は問題ないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 63 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 63 号 農地法第 4 条の規定による

主 査

許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 64 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

それでは、議案書 5 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 5 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 6 ページ左側を御覧ください。

5—1 で表示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXX の東 1 筆 1,010 m<sup>2</sup>になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅。

理由でございますが、譲受人は不動産業を営んでおり、申請地周辺は宅地化され住宅需要が高いことから建売住宅を建築し販売するため当地を取得したい、譲渡人は高齢のため農業規模の縮小を検討しており譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 3 年 11 月 9 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 6 ページ右側を御覧ください。

5—2 で表示した場所になります。

下平区、XXXXXXXXXX の東 1 筆 714 m<sup>2</sup>になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅が 3 棟となっております。

理由でございますが、譲受人は不動産業を営んでおり、申請地周辺は商業施設及びXXXXXXXXXX に近く住宅地に適していると考えられ、建売住宅を建築し販売するため当地を取得したい、譲渡人は農業規模の縮小を検討しており譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 2 年 8 月 5 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くにXXXXXXXXXX



、ありということでございます。

続きまして3番となりますが、場所につきましては7ページ左側を御覧ください。

5—3 で表示した場所になります。

町4区、の東2筆、計1,213㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅が3棟。

理由でございますが、譲受人は不動産業を営んでおり、申請地周辺は宅地化してきていることから建売住宅を建築及び販売し住宅購入希望者の需要に対応したく当地を取得したい、譲渡人は市外に居住しており自身で申請地の管理が困難なため譲受人に要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和3年11月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして4番となりますが、場所につきましては7ページ右側を御覧ください。

5—4 で表示した場所になります。

中沢区、の北西2筆、計779㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地及び店舗。

理由でございますが、譲受人は移住に伴い上伊那の市町村を中心に場所の選定をした結果、及び自宅を建築するため当地を取得したい、譲渡人はそれぞれ会社勤めであることや年齢的な事情から耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和3年11月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして5番となりますが、場所につきましては8ページ左側を御覧ください。

5—5 で表示した場所になります。

中沢区、の南3筆、計22.57㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一時的な工事敷地となっております。

理由でございますが、借受人は賃借して■■■■を埋設するため一時的な工事用地として当地を借り受けたい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に転用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっております。

以上5件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

25番 (米山 茂寿君)

1番の5—1の図面のほうになります。入っていく経路のほうは、図面の手前が民家になっておりまして、その真ん中あたりに道があるということです。

それで、■■■■のほうで建売ということになっておりますが、■■■■さんという方が購入して、娘が■■■■から帰ってきてそこへ住みたいということで、特に問題ないと思います。

以上です。

3番 (堀 敏君)

2番です。

12月8日に現地確認をいたしました。

場所は■■■■から東に約100m行ったところでございます。地図を見ていただくとお分かりになりますが、西のほうはもう住宅がずっと建っているという中の一番東側の農地ということで、農地のど真ん中にあるということでもないんで、特に問題はないと思います。

それから3番です。

これも12月8日に現地確認をいたしました。

場所は■■■■から約100m西に行ったところでございます。

今年まで■■■■が借りてネギの栽培をやっておりましてけれども、所有者は■■■■に住んでいるということで、当然自分で耕作はできなくて、生活資金等のいろんな理由があつてどうしても売りたいということで話がありました。

地図を御覧いただくと分かりますが、すぐ西のほうにはもうずっと住宅が迫ってきているという中の一番東側の土地でもあるんで、特に問題ないだろうというふうに思います。

以上です。

- 6 番 (田村 晴男君)  
4 番の件ですが、12 月 7 日に菅沼委員さんと一緒に現地を確認いたしました。  
[ ] の入り口のところにある山です。農地とはなっておりますが、その周辺はほとんど全然作っていない地帯でありまして、何年も耕作しておられませんでした。  
それで、たまたま見に行ったときに譲渡人 2 人とも会うことができまして、お伺いしたところ、やはりもう作っているものがないから処理したいんだということをおっしゃっていました。  
また、近隣の方への説明もしっかり行き届いている様子でした。  
そして、特に問題はないように思えると判断いたしました。  
以上です。
- 4 番 (北澤 満君)  
5—5 でありますけれども、[ ] の埋設工事で、地図を見ただけでははっきりしませんけれども、[ ] へ上げる本線であります。  
資材置場ということで一時転用ということでありますので、別段問題ないというふうに思ったので、よろしくをお願いします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。
- 1 6 番 (吉瀬 久司君)  
4 番の件でちょっと分からないということでお聞きしたいんですが、譲受人が 2 名ということになっておるようなんですが、支障ない程度で結構ですので説明していただけたらと思います。
- 6 番 (田村 晴男君)  
最初は名前が載っていなかったから後から名前が出てきたんですが、これは [ ] のお父さんです。出資だけしてくれるというような形です。
- 1 6 番 (吉瀬 久司君)  
実際に買うのは [ ] さんってということなんですか、[ ] さんのほうなんですか。
- 6 番 (田村 晴男君)  
そこで経営するのは [ ] さんです。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかに質問等ございますか。
- 1 0 番 (春日 知也君)  
さっきの話じゃないんですけど、5—3 のように集落接続で、完全のこのエリ

アが集落になった上で、じゃあ今度はその1本道路を挟んで東側が住宅になっている、これもやっぱり集落接続で崩されていくっていう、そういう格好になるのかなあというあたり、ちょっとそこだけ確認したかったんです。やっぱりそういう判断になっていくんですか。

主 査 (出口 大悟君)

あくまでも私の見込みですけれども、この東側の農地で、例えば北の端のほうに一戸建ての住宅をとという相談があれば全く駄目ではないというような回答をするような場所かなとは思いますが、この筆全体を一気に建売住宅にしたいというような相談であれば、ちょっと許可は難しいかなというような回答をするような場所かなとは考えています。

10番 (春日 知也君)

では、仮定の話なので、実際に来たらいろんな判断がありますということなんです。ちょっと参考までにお聞きしました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかに質問、御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第64号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第65号の審議に入る前に申し上げます。

農業員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により4番 北澤満委員、15番 倉田益式委員、24番 小原正隆推進委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔4番 北澤満君・15番 倉田益式君・24番 小原正隆君 退場〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、

議案第65号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)

議案書9ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせてい

たきます。

まず公告年月日でございますが、令和3年12月31日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが17万8,471㎡、畑が1,557㎡、樹園地が3,020㎡、合計で18万3,048㎡でございます。

貸手が63、借手が50です。

(2)番(3)番の表につきましてはお目通しいただき、10ページから21ページに個別の詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ちょっと量が多いもんですから、少し時間を取りますので一度目を通してください。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

10番 (春日知也君)

確認なんですが、19ページの中沢地区27番の案件は■■■■さんが貸す側で間違いないですか。

主 任 (小林 かおる君)

間違いございません。

10番 (春日 知也君)

分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

かなり中沢とか東伊那が多いようなので、そちらの委員さんから何かありましたらお出しください。

ありませんか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では、議案第65号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第65号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔4番 北澤満君・15番 倉田益式君・24番 小原正隆君 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、

議案第66号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)

それでは、議案書22ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日は令和3年12月31日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田17万4,596㎡、畑3,086㎡、10年が田14万8,580㎡、畑776㎡、合計で32万7,038㎡でございます。

貸手が83、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

23ページから36ページが利用権設定する各筆の明細となっております。

83名の所有者が長野県農業開発公社に合計で182筆を貸し付けるということとなっております。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いしまして、審議、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、37ページにあります農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付け予定でございますので、御確認をお願いします。

以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これもちょっと量が多いので、質疑に入る前に一度目を通していただきたいと思います。

〔各自黙読〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第66号の質疑、意見に入りたいと思います。

質問、御意見ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第66号について原案どおり可決することに御異議ございませ

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 66 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 67 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について御説明し、御提案とさせていただきます。

これにつきましては、8 月の一斉農地パトロールで優先して確認すべき農地として現地を御確認いただいた中で、現況が山林ですとか原野で農地に復旧するための物理的な条件整備が著しく困難な場所につきまして、農地として復元したとしても継続した耕作が見込めないということで農業委員会の議決により農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当しないと御判断をいただくものであります。

今回議案として提出させていただくものは竜西が 9 筆、竜東が 60 筆の計 69 筆であります。

議案書にあります地番の現地の状況は全て山林または竹林、原野等のため個別の説明はいたしませんけれども、位置につきましては 46 ページ以降にカラーの位置図を竜西、東伊那、中沢に分けて添付しておりますので、参考に御覧いただきたいと思っております。

細かい図面ですので概略の位置のみの表示となっております。

全て議案書に記載した確認委員または事務局、農林課職員において山林等と判定された場所となります。

また、農地パトロールの際に現地を山林と判定してきたものにつきまして、位置や周囲の状況等の理由により今回は非農地の判定を見送った筆もございますので、御承知おきください。

なお、現状は遊休農地となっているんですけれども、解消が見込まれる農地等につきましては別途利用意向調査を行いますけれども、この後の協議会においてまた改めて御説明させていただきます。

非農地判定の候補地の地権者には、事前にその旨を事前通知書として郵送によりお伝えしております。通知書を受けまして所有者の方から現在も耕作して

いる、また今後耕作する予定がある、または山林化していないというような御連絡があったところについては、今回の候補地から外しております。

それでは、以上 69 筆、合計で 2 万 9,074 m<sup>2</sup>について御審議をよろしく願います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

今、事務局から説明がありましたように、本議案は本年度実施した農地の現地調査により土地の現状が農地でないことを確認した土地です。したがって、それぞれの土地について補足説明は求めません。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

聞き間違えたら申し訳ないんですけど、一応、先ほどの説明の中では、上がってきた農地について、これからも農地として使っていくというものは除いてあるということによろしいですか。

主 査 (出口 大悟君)

事前に所有者の皆さんに通知させていただいて、今後も農地として管理したいですとか、実は現在も耕作しているですとか、現地を見ると山林のようにはなっていないと思うのだがというような御意見があった筆については外しております、今回も 4~5 件そういった連絡がありましたので、そこは議案から外しております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では、一応所有者については農地を外すことについて内諾を得ているというような、そんな状況という今の事務局の説明でした。

ほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第 67 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 67 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 68 号 賃借料情報の区分設定及び提供についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。



主 査 (出口 大悟君)

それでは、議案書 51 ページをお開きください。

賃借料情報の区分設定及び提供について御説明し、御提案とさせていただきます。

こちらにつきましては、毎年出しております駒ヶ根市の賃借料情報であります。

毎月の議案に掲載しておりますが、農用地利用集積計画の貸借等の部分について今年の 1 月～12 月分として報告された内容の集計でございまして、10 a 当たりの賃借料をデータ化したものとなっております。

表の下のほうを見ていただきますと、1 の水田の部と 2 の畑の部に分かれております。

まず水田の部から御説明させていただきたいと思います。

水田の部でございまして、地区が 3 つに分かれております。①は竜西、②につきましては 40 a 以上の下平地区の土地ですので、①については②を除いた下平地区が含まれております。③については竜東地区のデータとなっております。

①につきましては、平均額が 6,900 円、最高額が 2 万 300 円、最低額が 1,000 円ということでございます。

②につきましては、平均額が 9,700 円、最高が 1 万 9,000 円、最低が 8,000 円ということございました。

③につきましては、平均が 6,000 円、最高が 1 万 2,000 円、最低が 1,000 円ということでございます。

続きまして 2 の畑の部でございます。

こちらにつきましては、竜西と竜東の 2 つに分けてございます。

竜西につきましては、欄外の米印の 4 にもありますとおり、データ数が 5 未満の場合は提示しないということになりまして、今回のデータ数につきましては 5 件未満ということでしたので平均額等の数字は入っておりません。

竜東につきましては、平均額が 4,300 円、最高が 8,000 円、最低が 2,000 円という状況でございました。

以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

17 番 (中嶋 隆君)

平均額というのは金銭を伴わないというのが含まれていないわけですか。

主 査 (出口 大悟君)  
そうです。欄外の米印の1に御説明させていただいておるんですけども、データ数は集計に用いた筆数でありまして、金銭を伴わないものは含まれておりません。

17番 (中嶋 隆君)  
そうすると、賃借料ゼロを入れると平均額はもっとぐんと下がるということですか。

主 査 (出口 大悟君)  
使用貸借ですとか、あとは物納で対応しているものもありますので、それも含めると平均額はもちろんもう少し下がってしまうかなと思います。

17番 (中嶋 隆君)  
どっちがいいんですか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
入れるか入れないかということですか。

17番 (中嶋 隆君)  
そうです。  
本当は両方併記しておけば分かりやすいんだけど、平均の中にはゼロ円のところも本来は入れるべきものかなというような気もするんだけど、そうでもないですか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
今までの区分設定とかには入れていなかったんですか。

主 査 (出口 大悟君)  
そうです。これまで入れておりません。  
ただ、含んだものも計算はできると思います。

17番 (中嶋 隆君)  
何しろ、このデータ数からしても実際には金銭を伴わないっていうほうが多いんだよね。

主 査 (出口 大悟君)  
よく問合せのあるのは賃借した場合の相場はどれぐらいかということなので、使用貸借を含めてしまうとすごく低い額になるので、貸したい方からするとちょっと賃借料が少なくなってしまうということもなくはないかなと思います。

10番 (春日 知也君)  
ちょっとこの表とは違うんですけども、実際に借りたり貸したりするときに畦畔の管理を誰がやるかっていうような問題で、それが苦痛だというのはどこの農業の現場でも出ているので、もし可能であれば、データを集められると

きに、例えば金銭を伴わないときに実際には畦畔は借主がやっていますとか、そういうような、あるいは賃貸でも、お金を払うにしても畦畔管理は誰がやっているのかというあたりが分かるようにしていくと今後のいろんな同様な会議のときのディスカッションの場での基礎データになっていくかと思うので、そういったデータ収集を御検討いただければと思います。

主 査 (小林 かおる君)

利用権設定ですけれども、利用権設定の申出のところには畦畔管理の丸をする欄がありますので書いていただいておりますが、貸付人が畦畔管理ということはほとんどありません。今回のもの全て畦畔管理は借受人がやるようになっておりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

10番 (春日知也君)

金銭は伴わないけれど、その代わり借りている人が畦畔管理の部分をやっているというふうに考えているところが多いんですか。

主 査 (小林 かおる君)

賃借権が発生していても、貸し付ける人は畦畔も全て含めてお願いしたいという形に話し合いがされているように見受けられます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

15番 (倉田 益式君)

平均の仕方なんですけれども、単純に件数で割ったものなのか、平均額の出し方が——例えば1反歩の人が10人いました、4反歩の人が20人いました、1町歩の人が30人いましたという具合に、単純に貸している金額を貸した件数だけで割ると、何ていうんだろうな、小さい面積でも1件、大きな面積でも1件なんで（「これは10a当たりだよ」と呼ぶ者あり）これはね、これは10a当たりなんだけれども、面積が大きくても小さくても1件って単純に切っちゃうと実際の状況と違ってくるような気がするんだけど、その辺はどうなんですか。加重平均の考え方であればその辺が反映されるんだろうと思いますが、難しいな……。〔ここに書いてある。〕と呼ぶ者あり）ああ本当だ。すみません。下に書いてありました。では結構です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第68号について原案どおり可決することに御異議ございま

せんか。

会 長    〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
          (氣賀澤 道雄君)

          御異議なしと認めます。よって、議案第 68 号賃借料情報の区分設定及び提  
          供については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

          これにて令和 3 年第 12 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

          御苦労さまでした。

閉 会    午後 4 時 2 2 分